

第84回和光市都市計画審議会会議録

令和 3年 4月22日（木） 第2委員会室

第 8 4 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	令和 3年 4月 2 2 日 (木)	開会時間	1 5 時 0 0 分
会 場	第 2 委員会室	閉会時間	1 6 時 0 0 分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	中村 英夫 井上 航 鳥井 俊之 岩田 成作 熊谷 二郎 赤松 祐造 待鳥 美光 萩原 圭一 青木 佳男 奥山 直子		建設部長 漆原 博之 都市整備課長 小賀坂 真志 事務局 都市整備課 課長補佐 柳下 三佐男 統括主査 高橋 茂 主任 松本 和恵 主事 菊永 翔平 傍聴者 3名
議 案	諮問事項 (1) 和光都市計画都市再開発の方針の変更について 報告事項 (1) 次期和光市都市計画マスタープランの策定における進捗状況について		

発言者

事務局

(柳下課長補佐)

議 事

お待たせ致しました。定刻になりましたので、ただいまから第84回和光市都市計画審議会を開会いたします。

私は、議事に入る前までの進行を担当いたします都市整備課課長補佐の柳下と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に郵送にて配信した資料ですが、「送付資料一覧」と書かれている資料をご覧くださいながら、ご確認をお願いいたします。はじめに、審議資料としまして「和光都市計画 変更概要」と「和光都市計画 都市再開発の方針(変更案)」でございます。ここで最初に申し上げました「和光都市計画 変更概要」ですが2か所ほど訂正がございます。3ページをご覧ください。一番下の変更内容(5)に低酸素化とありますが、低炭素化の誤りでございます。続きまして、4ページ目の※2に低酸素化とありますが、低炭素化に訂正をお願いいたします。資料の確認に戻ります。

に低炭素化とありますが、低炭素化に訂正をお願いいたします。資料の確認に戻ります。次に、報告資料といたしまして、「次期和光都市計画マスタープランの策定における進捗状況について」でございます。次に、参考資料といたしまして、「和光市都市計画審議会委員名簿」、「和光市の都市計画」でございます。事前送付資料は以上でございます。

また、当日配布資料として、机の上に「次第」と「諮問書の写し」と「報告資料」がございます。不足等はございませんでしょうか。

本日は、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたしております。和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。なお、本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。

本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいましたので、既に入室していただいております。審議中にも傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。

それでは、開会にあたりまして、松本市長よりご挨拶を申し上げます。

松本市長

皆様、こんにちは。本日は、ご多用中にもかかわらず、和光市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から市の都市計画事業の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年度でございますが、都市再開発方針の案を策定し、新たな都市計画マスタープランの策定検討を行ってきました。そして12月には、地域公共交通会議条例が市議会を通過いたしまして、地域公共交通会議が始まり、地域の交通網に関して包括的な観点から取り組む、そんな事業が始まったわけでございます。更に昨年は、内閣府による和光版 MaaS という事業が採択されまして、今年度から本格的に自動運転でありますとか、5Gでありますとか、そういった未来事業を市内に実装していくスタートの年となったわけでございます。

また、今年度であります、和光市の第五次総合振興計画が始まりました。また、駅北口の土地区画整理事業もいよいよ駅側のほうが着実に工事が進んできたわけでございます。まちが変わっていく中で、色々な寂しい部分もありますが、わくわくもある、そんな北口の整備をどんどん進めていきたいと思っております。また、市の組織として地域公共交通対策室が立ち上がりまして、これは先程お話した地域公共交通会議や和光版 MaaS 事業の推進を行っていきます。更に都市計画マスタープランについて本日報告がございますが、和光市のまちづくりについても大きな方向性を決めていく状況となっております。

さて、私事でございますが、5月8日付けをもって退任させていただくことになりま

した。市の職員の不幸事につきまして、任命責任という形で私のほうで、自分の首をもって、市民の皆様にお詫びするという形で、今回任期までわずかに残すところでございますが、8日付けで退任させていただきます。思い起こしますと、このまちづくりにおいては和光市の都市計画が大きく動いた12年間だったと思います。また、この中におられる方々にも、中には、事業をされる立場、中には、地権者様として土地を出して頂いてご協力いただいたり、あるいは学識経験の中でご協力いただいたり、様々なところで、ご尽力いただいている方ばかりでございます。特に和光北インター地域、白子三丁目地区においては私の任期中の短い間にご協力いただいた中で大きく事業が進んできたと思っております。また、懸案であります北口についても、特に再開発の準備会にこぎつけたことは非常に私としてもうれしいなあと率直に思っているところでございます。さらに線をひいて、そしてまたまちに線をひいていく夢のある土地区画整理事業がこうやって進んでいくのも皆様方のおかげと感謝申し上げる次第でございます。私事に話が外れてしまいましたが、本日も様々な面から皆様の知見を市政に反映していただく中で、都市計画審議会が有効にまた、活発に議事が進められることをご祈念申し上げます。ご挨拶いたします。本日はどうもありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。

(柳下課長補佐)

会を進めます前に、令和3年4月1日付けで、和光市都市計画審議会条例第6条の幹事としまして、和光市建設部長の漆原博之、都市整備課長の小賀坂真志が任命されておりますので、ご挨拶申し上げます。

事務局

4月から建設部長を拝命しております漆原でございます。よろしくお願ひいたします。

同じく4月1日の人事異動によりまして、都市整備課長を拝命いたしました小賀坂と申します。よろしくお願ひいたします。

次に事務局の自己紹介をさせていただきます。

都市整備課計画担当高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく計画担当松本と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく計画担当菊永と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局

それでは議事に入らせていただきます。

(柳下課長補佐)

市長から審議会会長へ諮問をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から、対面ではなく正面を向いての諮問書の読み上げを行うことと、市長から会長への諮問書の手渡しは行わず、机上に置かせていただきますことをご了承ください。

松本市長

和光市都市計画審議会会長中村英夫様。和光都市計画の変更について（諮問）。このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり審議に付します。諮問事項（1）和光都市計画都市再開発の方針の変更について。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

事務局

(柳下課長補佐)

誠に恐れ入りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承くださいと存じます。

松本市長

よろしくお願いいたします。

事務局

(柳下課長補佐)

これより議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、中村会長に審議の進行をお願いいたします。

中村会長

会長を仰せつかわっております中村でございます。これより進行してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに会議録の署名委員の任命を行わせていただきます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして本日は、待鳥委員・青木委員、この両名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれより審議に入ります。本日は諮問1件、報告1件となっておりますが、初めに、諮問事項（1）「和光都市計画 都市再開発の方針の変更について」事務局から説明をお願いします。

事務局

(小賀坂課長)

それでは、次第3、諮問事項1、「和光都市計画 都市再開発の方針の変更について」ご説明いたします。まず「変更概要」の表紙をご覧ください。変更概要については、以下の項目となっております。1つ目といたしましては変更の概要、2つ目といたしまして変更のスケジュール、3つ目といたしましては都市再開発方針の変更内容でございます。

まず初めに都市再開発の方針についてですが、「都市再開発の方針」とは、都市再開発法に基づき、人口集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域等について定めるよう努めることとされている「都市再開発のマスタープラン」であります。従来

は、都市計画法に基づき都市計画に定められる「整備、開発又は保全の方針」の中で位置づけられるものでありましたが、平成12年の都市計画法改正により、独立した都市計画とされました内容でございます。

それでは、1ページをご覧ください。1.「変更の概要」についてご説明します。変更の概要は、以下の3項目で構成されております。1つ目といたしまして、「他の計画との整合」につきましては、令和2年9月に策定した「和光市第五次総合振興計画基本構想」と現在改定作業中の「和光市都市計画マスタープラン」等、他の計画の改定に合わせ、上位計画及び関連計画と整合性を図りながら、記載内容の見直しを行うものであります。2つ目、「時点修正」につきましては、再開発方針を策定した平成10年から20年が経過しており、事業等の進捗に伴う内容等の時点修正を行うものであります。3つ目といたしまして、「再開発促進地区の拡大」につきましては、和光市駅周辺の拠点性強化を目的とし、駅に隣接する東武鉄道用地を区域に含めるものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。2.「変更のスケジュール」についてご説明します。この資料で都市計画の決定までの流れを示しております。令和2年6月23日、埼玉県からの原案提出依頼。令和2年7月14日、和光市からの原案提出。令和2年10月16日から10月30日、都市計画法第16条公聴会の開催等、こちらの公述申出はございませんでした。令和3年2月5日から令和3年2月19日、都市計画法第17条の縦覧等、こちらの住民からの意見書の提出はございませんでした。そして本日令和3年4月22日、和光市都市計画審議会開催という運びとなっております。

今後の予定では、令和3年5月を目途として、埼玉県に対して和光市の意見回答を予定しております。その後の予定として、埼玉県での都市計画審議会を令和3年6月に開催し、手続きが順調に進めば令和3年7月にて、都市計画の決定（変更）となる予定であります。

続きまして、3ページをご覧ください。3.「都市再開発の変更内容」の「①基本方針」についてご説明いたします。この資料では、総合的な市街地の再開発を推進することで、和光市駅周辺の拠点性を強化するとともに、住環境の向上により安心・安全・快適に暮らせるまちづくりを実現するために、次に掲げる5つの事項を基本方針として都市再開発を進める内容を示しております。基本方針については、以下の項目となっております。「(1) 都市機能の集積による市街地形成」につきましては、駅前の立地を生かした土地の高度利用の推進を図る内容となっております。「(2) 周辺環境と調和した良好な住宅地の形成」につきましては、駅周辺以外の住宅地では周辺環境と調和した良好な住宅地の形成、中低層住宅地として整備を図る内容となっております。「(3) 市街地形成に資する都市基盤整備の推進」につきましては、地区計画等を活用して良好な市街地の形成を推進、良好な中高層住宅の集積を図る内容となっております。「(4) 市街地の防災性の向上」につきましては、安全性の高い都市構造を形成するため、狭あい道路

の改善や公園等の適正配置を図るなど、防災性向上を図る内容となっております。

「(5) 多世代にも地球環境にも優しいまちづくりの推進」につきましては、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりのために公共交通利便性・再生可能エネルギーの有効活用による低炭素化等の向上を図る内容となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。3.「都市再開発の変更内容」の「②再開発を促進すべき地区の整備又は開発の方針（再開発促進地区）」についてご説明します。この資料では、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として、上位計画及び市の関連計画の方針との整合性及び事業の進捗状況等を踏まえて、再開発の必要性・効果等から整備優先度が高く重点的に整備すべき4地区について、整備又は開発の概要を示しております。4地区については、以下の地区となっております。「①北口駅前地区」につきましては、主な変更内容として、北口駅前地区では、鉄道用地を含めた地区の見直しを実施し、高度利用の推進を図る内容となっております。「②南口駅前地区」（5ページ）につきましては、主な変更内容として、南口駅前地区では、鉄道用地を含めた地区の見直しを実施し、駅に隣接した利便性の高い商業施設の導入等の時点修正をする内容となっております。「③丸山台東部地区」につきましては、主な変更内容として、丸山台東部地区では、地区計画等により良好な中高層住宅の集積を図り、土地区画整理事業状況の時点修正をする内容となっております。「④中央第二谷中地区」（6ページ）につきましては、主な変更内容として、中央第二谷中地区では、中低層住宅地として整備を促進する方針を追加し、土地区画整理事業状況の時点修正をする内容となっております。

説明は以上です。それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

中村会長

ご説明ありがとうございました。ただいまの「和光都市計画 都市再開発の方針の変更について」の説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

萩原委員

頂いた資料の理由書について伺いたいのですが、Ⅱの変更の理由書の6行目で現行の都市開発の方針の作成から20年以上経過し都市の更新・社会経済情勢の変化等により、都市の現状と現行の方針との間で進捗状況に齟齬が生じているとありますが、その進捗状況の齟齬について詳しい説明をお願いしますでしょうか。

中村会長

どうもありがとうございます。事務局、ただいまの質問に対していかがでしょうか。

事務局

(小賀坂課長)

ただいまのご質問にお答えします。先程、説明した資料3ページをご覧ください。都市再開発の変更内容の五つの基本方針の内容と4ページに記載しています再開発促進地

区として、北口駅前地区、南口駅前地区、丸山台東部地区、中央第二谷中地区などについては、地区数の変更はありませんが、土地区画整理事業の進捗状況を新たに追加した内容で、時点修正した内容でございます。

先程の説明した2ページの資料にある通り、平成10年に策定されてから20年経過しており、社会情勢等も変化しており、事業等の進捗に伴う内容等の時点修正を行うとの内容を齟齬として表現しており、その部分を修正を行ったものです。

中村会長

どうぞ。

萩原委員

土地区画整理事業が遅れているということを変更しているのでしょうか。

事務局

(小賀坂課長)

今回の修正内容については、丸山台東部地区や中央第二谷中地区では、その他の特記すべき事項で、土地区画整理事業の進捗状況を事業完了や事業中と変更したり、北口駅前地区では再開発事業としての高度利用の計画が推進されているので、この様な方向を反映した内容で修正としております。

中村会長

いかがですか。

萩原委員

はい。分かりました。

中村会長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員

4ページ、5ページで質問がありますが、まず、4ページでは北口駅前地区では、主な変更内容の中で、1番目で北口駅前地区では鉄道用地を含めた地区の見直しを実施とありますが、どの範囲まで見直しを行ったのか説明をお願いします。

中村会長

はい分かりました。事務局お願いします。

事務局

(小賀坂課長)

北口駅前地区及び南口駅前地区では今まで、駅前の直結する部分が対象区域として含まれておりませんでした。今後、和光市駅周辺の拠点性の強化においては、駅に隣接する土地が再開発促進地区に含まれることが必要であると考えられることから、この地区を対象とする内容で修正を行っております。

中村会長

赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員 鉄道用地ということは東武鉄道と思われませんが、東武鉄道とはこの再開発方針の変更について、合意された中で進んでいるのでしょうか。

中村会長 はい、事務局どうぞ。

事務局 (小賀坂課長) そうです。申し遅れましたが、今回送付した資料の和光都市計画都市再開発の方針(変更案)の7ページ、8ページ。9ページで鉄道用地も含めた区域を示した資料がございます。7ページは都市再開発方針図(総括図)で、8ページは北口駅前地区の資料で、9ページが南口駅前地区の資料となっております。

中村会長 赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員 和光市駅北口のすぐ出た場所が含まれることでいいですか。

中村会長 はい、事務局お願いします。

事務局 (小賀坂課長) その通りです。

中村会長 赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員 質問を続けますけど、和光市駅北口のすぐ出た場所から武蔵野銀行方面へ向かって行くと東武鉄道側に花壇のある場所がありますが、この場所も今回の対象地となるのでしょうか。

中村会長 はい、事務局いかがでしょうか。

事務局 (小賀坂課長) 今回の対象は、駅に隣接する場所のみ対象です。駅に直結した一体的な利用を想定した内容のものです。

中村会長 赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員 外環道の先までの鉄道用地が含まれているのでしょうか。

中村会長 はい、事務局いかがでしょうか。

事務局
(小賀坂課長) 含まれません。

中村会長 赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員 駅北口の建物がある場所だけですか。

中村会長 はい、事務局いかがでしょうか。

事務局
(小賀坂課長) 今回の鉄道用地は資料でお示した地区で駅前に隣接した場所のみです。

赤松委員 はい、わかりました。

中村会長 はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。
他にご意見・ご質問ありますでしょうか。
はい、どうぞ宜しくお願い致します。

熊谷委員 4ページで示している北口駅前地区での東武鉄道の用地についてわかりましたが、南口駅前地区では東武鉄道用地は存在しているのでしょうか。現在、和光市駅ビルとして、既に、利用している敷地に含まれているのでしょうか。

中村会長 はい、事務局お願いします。

事務局
(小賀坂課長) 南口駅前地区においても、北口駅前地区同様に、駅に隣接する場所は平成10年に策定した時は含まれておりませんでしたので、今回はその部分も含めた見直しを行っております。

中村会長 はい、どうぞ。

熊谷委員 現在、駅ビルとして営業してしますが、この敷地利用のことが今回の鉄道用地利用の事なのか、新たにまた利用可能な敷地が存在するのか伺います。

中村会長 はい、事務局いかがでしょうか。

事務局 現在の土地利用しているところが、今回の対象となります。

(小賀坂課長)

中村会長 変更概要の資料4ページ、5ページにて新と旧の図面が載せられていますが、南口駅前地区では現在建てられた駅ビル敷地が旧では除かれた区域取りなっておりますが、新では線が真っすぐになっており、北口駅前地区も同様に、旧では除かれた区域が、新では線が真っ直ぐになっており、この区域が今回含まれたとの理解でよろしいでしょうか。ちょっと、図面が小さくて分かりにくい部分があったかもしれませんが、このように見比べて頂ければ良いと思います。

赤松委員 質問よろしいでしょうか。

中村会長 赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員 北口駅前地区では、トンネルのすぐそばについて、アンダーパスの部分は含まれていますか。

中村会長 はい、事務局お願いします。

事務局 今回、都市再開発の方針の変更案としては、アンダーパスの部分は対象外です。対象は駅前北口線との道路境界までです。アンダーパス等については、別途での協議対象であると思われます。

(小賀坂課長)

中村会長 赤松委員、はい、どうぞ。

赤松委員 アンダーパス隣の歩道部分は狭いので、そこは取り組まなければならないと思いますがいかがか。

中村会長 はい、事務局お願いします。

事務局 北口駅前通りのアンダーパス及びその周辺については、今後、北口駅前広場の協議と合わせて、埼玉県や埼玉県警及び和光市関係課との協議で議論する内容であると思われます。

(小賀坂課長)

中村会長 はい、ありがとうございました。他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。岩田委員、はい、どうぞ。

岩田委員 3ページの変更内容の(5)多世代にも地球にも優しいまちづくりの推進については再可能エネルギーの有効活用等の記載がありますが、和光市として、地球温暖化について、太陽光発電以外の事業は何かございますか。

中村会長 はい、事務局お願いします。

事務局 現在、太陽光発電以外の事業は展開しておりません。今後は、この都市再開発方針に基づき、様々な事業への推進が図れるようにすることが課題であると考えております。
(小賀坂課長)

中村会長 岩田委員、はい、どうぞ。

岩田委員 今後もしばらくは太陽光発電での事業となるみたいですが、これから施設の老朽化に伴って改築や新築となる場合についても太陽光発電を活用することになるのでしょうか。

中村会長 はい、事務局いかがでしょうか。

事務局 今後、地球温暖化対策は重要で、施設の老朽化に伴う改築や新築となる場合では、太陽光発電や低炭素化に関する施策を検討することになると思われまます。
(小賀坂課長)

中村会長 岩田委員、はい、どうぞ。

岩田委員 災害発生すると学校関係施設では、避難所等になれば電気が必要となりますので、これから最も重要な施策として検討して頂ければと思います。

中村会長 はい、ありがとうございます。他ご意見・ご質問ございますか。
それでは意見、ご質問出尽くしたようですので、これを持ちまして、質疑を終了いたします。
この諮問は先程の資料の変更概要の2ページ目にございましたように埼玉県から和光市に市の意見聴取という形で市の意見を問われています。本日の審議会を経て和光市から埼玉県に後日回答するものとなりますので、どのような意見を回答するかというものを採決することとなります。
それでは、「和光都市計画 都市再開発の方針の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり、異議のないことを埼玉県への意見照会に対する市の回答とすることについて、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

中村会長

ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして、本案は異議がない旨を回答するものとしたしまして、市長に答申いたします。

審議事項は以上でございます。続きまして、次第4の報告となります。報告事項(1)「次期和光市都市計画マスタープラン策定における進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局

(小賀坂課長)

それでは、次第4、報告事項1の「次期和光市都市計画マスタープランの策定における進捗状況について」ご説明いたします。配布資料の報告資料をご覧ください。「和光市都市計画マスタープラン」の目的や位置づけ等の説明は、前回の第83回都市計画審議会でご報告しているため、割愛させていただきます。

今回は「和光市都市計画マスタープラン」の全体構想として、「構成」・「都市ビジョン(まちづくり基本理念)」・「分野別の都市づくり方針等」についてのご報告させていただきます。はじめに、「和光市都市計画マスタープランの構成」の考え方についてですが、全体的に都市施設を整備する方向性から転換し、整備を前面に出さずに既存ストックの有効活用や維持・更新を図る方向性を考えております。次に、「都市ビジョン(まちづくり基本理念)」としましては、将来都市像を実現するために、まちづくりの目標として、「安全・安心」、「生活」、「移動」、「経済成長」、「デジタル技術」の5項目を設定することを考えております。また、「分野別の都市づくり方針」としましては、まちづくりの目標を実現するために、都市づくりの方針を6分野に整理して、「土地利用」、「道路・交通体系」、「公園・緑地・環境」、「都市防災」、「生活環境」、「都市景観」などの各分野にて構成することを考えております。資料の中段では、将来都市像を実現するために、「まちづくりの目標」や「分野別の方針等」の位置付けや関係性を視覚的に示しております。

続きまして、当日資料の右上「報告資料1」と書かれたA3版の資料をご覧ください。この資料では、現行と変更案の対比で、和光市都市計画マスタープランの構成を補足説明しております。特に、赤の点線内の中段に記載していますが、現行の「4-3都市施設整備方針」を整理し、変更案で「4章 分野別の都市づくり方針」として、「4-2道路・交通体系の方針」、「4-3公園・緑地・環境の方針」、「4-5生活環境の方針」などの扱いを再編集して追加事項等が反映された内容となっております。

次に同じくA3版の「報告資料2」と書かれた資料をご覧ください。この資料では、「都市ビジョン(まちづくり基本理念)」について、具体的なまちづくり目標を設定して、分野別の都市づくり方針との位置付けをお示しております。将来都市像を実現するためにまちづくり目標を実現するために、まちづくりの目標として、先ほど説明しまし

た、「安全・安心」、「生活」、「移動」、「経済成長」、「デジタル技術」の5項目を設定内容について説明する内容で編集しております。ページ右側の図でお示しました「将来都市構成図」での変更内容としては、拠点の種類が多くなり、拠点間を接続する新たなモビリティサービスについても追加されております。

次に「報告資料3」と書かれた資料をご覧ください。この資料では、「分野別の都市づくり方針」について、先ほど説明しました、都市づくりの方針を6分野に整理して、「土地利用」、「道路・交通体系」、「公園・緑地・環境」、「都市防災」、「生活環境」、「都市景観」などの各分野の方針として構成しております。分野別の都市づくり方針としては、まちづくりの目標を実現するために、「各分野の方針」＜6分野＞と「まちづくりの目標」＜5項目＞と関係性を連携された内容で構成しております。なお、第2回となる「都市計画マスタープラン検討市民委員会」は令和3年3月23日に開催され、都市計画マスタープランの構成や都市ビジョン（まちづくり基本理念）について様々な意見を頂きました。議事の内容等は各委員に確認の後、ホームページに公表する予定となっております。報告内容の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

中村会長

どうもありがとうございました。本案件、諮問事項ではありませんが、せっかくですので、報告事項に対して質疑を設けたいと思います。委員の皆様でご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

私から最初に質問いたします。先程の報告にありましたように、都市計画マスタープランの審議が進んでいる状況ではありますが、最終的に都市計画審議会との関係性はどのようなものとなるのでしょうか。また、都市計画審議会では最終的にどのような形で都市計画マスタープランについてコミットする形になりますでしょうか。

事務局

(小賀坂課長)

こちらにつきましては、都市計画審議会に諮問・答申という流れを踏みまして令和3年度末に公表というスケジュールとなっております。

中村会長

はい。ありがとうございました。ただいまありましたように、最終的には都市計画審議会に諮問がなされて、答申をすることが将来予定されているということでございます。

それでは、委員の皆様でご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

赤松委員

1点、どのような考え方なのかを確認したいのですが、報告資料3の中で4-1土地利用の方針の中で、●の8番目ですが長期未着手土地区画整理事業区域は、住民意向をふまえ、民間の協力を得ながら、整備手法の見直しを含めた新たなまちづくりを推進するとありますが、過去にも様々な調査を行ったりしてきているのですが、新たに何かやるのか、

過去の調査結果を利用して推進するのですか。

事務局
(小賀坂課長) 過去の調査結果も有効利用して、今後は整備手法の見直しを含めた新たなまちづくりを推進していく予定です。過去の調査結果は検討材料の一つとして活用する予定です。

赤松委員 住民意向もふまえてとありますが、調査結果を住民にオープンにして、意識調査を実施するとの段階があるのですが、この関連性はあるのですか。

事務局 現行の都市計画マスタープランでは、この様な内容は記載されていないので、変更の都市計画マスタープランで長期未着手土地地区画整理事業に対して、この様な方針を位置づける段階です。詳細については今後検討していく予定です。

赤松委員 いままで議会等で色々質問させていただいたけども、現行の都市計画マスタープランでの位置づけがなかったの、方向性が決まらなかった。今回、変更の都市計画マスタープランでは方針を位置づけることができたので、推進されていくと考えて良いのですか。

中村会長 はい、事務局 いかがでしょうか。

事務局 現行の都市計画マスタープランでは、この様な方針としての位置づけが記載されていおりませんでした、変更の都市計画マスタープランで長期未着手土地地区画整理事業に対して、この様な整備手法の見直しについての方針を位置づける段階です。

赤松委員 はい。わかりました。

中村会長 他にございますでしょうか。どうぞ、待鳥委員。

待鳥委員 報告資料1の和光市景観計画との整合性を図りと記載がありますが、その他の公共交通計画ですとか、みどりの基本計画等のこれから策定されていく諸計画とはいずれも整合性を図れるスケジュールとなっているのでしょうか。

事務局
(小賀坂課長) 委員のおっしゃる通りでございます。

中村会長 他にいかがでしょうか。市議会議員の委員さんは様々な機会に質問する機会があると思いますが、市民委員の奥山さんであったり青木さん、せつかくの機会です。何かありましたらどうぞよろしく願いいたします。

では、青木委員お願いします。

青木委員

会長がおっしゃられたとおり、市議会議員の皆様は、普段から情報に接しているのですが、説明の中身がすぐお分かりになるのかと思うのですけれども、市民の私としましては、説明を頂いても少し分かりにくい部分があるので、もう少しわかりやすく個別・具体的にご記載していただければ分かり方が良いのかと思います。例えば報告資料2の右側ですが、図示はされているけれども、なにがどのように変わるのか、どうやろうとしているのか等がこの図を見ただけでは分かりにくいと思います。ぜひ、次回以降はもう少しわかりやすくご記載して頂けたらと思います。そうしましたらもう少し議論に参加できるかと思いません。

事務局

(小賀坂課長)

はい。ご意見ありがとうございます。今後は、比較できるような資料を作成し、わかりやすい資料を作成していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

青木委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

中村会長

他にいかがでしょうか。

鳥井委員

新たなモビリティサービスと記載がありますが、そちらについては具体的な案はあるのでしょうか。

中村会長

事務局いかがでしょうか。

事務局

(漆原部長)

はい。現在、和光市では和光版 MaaS 事業として自動運転であったり、シェアサイクルであったり、また循環バス等の複合的な公共交通体系を作成中でありまして、それらをひとまとめにしたものを新たなモビリティサービスとして、市で検討しておりまして、それが図に示している区間となるのですが、都市計画マスタープランの中では、新たな事業が動き出そうとしていることをお示しするために図示させていただいております。また、具体的に何をするのかは現在検討中でございます。

鳥井委員

どういった検討を進めていって、いつぐらいまでに実現化するのか目標はありますでしょうか。

事務局

(漆原部長)

新しい公共交通の計画は、今年度中に策定できるよう、現在、準備を進めております。

中村会長

その他ございますでしょうか。それではないようでございますので、これで質疑を終了させていただきます。ただいま意見がありましたように、この審議会の場だけではなくて、これから市民の方々にも色々意見を伺っていく機会があると思いますので、ぜひ、分かりやすくお示しいただくようよろしくお願いいたします。報告事項については、以上となります。最後に事務局から次回の審議会の日程、その他について連絡事項はありますか。

事務局

(柳下課長補佐)

次回の審議会の日程は今年の12月頃を予定しておりますが、日時が決まり次第改めてご連絡しますのでよろしくお願いいたします。その他についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としまして、お手元の会議室利用チェックリストの太枠内をご記入いただきまして、伏せて机の上に置いてご退出ください。1か月間保管の後、廃棄いたします。また、コロナ禍にありますので、委員会後に、発熱等の症状があった場合は、お手数ですが、事務局までご連絡をお願いします。以上です。よろしくお願いいたします。

中村会長

それでは以上を持ちまして、本日の審議会を閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりご苦勞様でした。ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

以上

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

令和 3 年 5 月 24 日

議事録署名委員 待鳥 美光

議事録署名委員 青木 佳男